

# 船橋市防犯灯設置管理業務 仕様書

## 1 適用

この仕様書は、船橋市（以下「市」という。）が発注する船橋市防犯灯設置管理業務（以下「本事業」という。）に適用し、受託者（以下「事業者」という。）が行う業務（以下「本業務」という。）の内容及び実施方法について定める。

## 2 目的

本事業は、町会・自治会等（以下「町会等」という。）が所有する公衆街路灯（以下「防犯灯」という。）の調査、取替等工事、保守、維持管理及び配置の適正化等を行うことにより、防犯灯の設置及び維持管理に係る町会等の負担軽減並びに二酸化炭素排出量の削減による環境負荷の低減及び消費電力削減による電気料金の削減を図ることを目的とする。

## 3 事業者の基本的責務

事業者は、防犯灯の設置及び維持管理に係る町会等の負担軽減を図るため、市と市民が本事業のメリットを最大限に享受できるよう、専門的な知見に基づく適切な計画立案、効率的な実施体制を構築し、市と合意した方針に基づき、調査、取替等工事、保守、維持管理及び配置の適正化等の業務を遂行すること。

## 4 契約の概要

本契約の概要は、次のとおりとする。なお、本仕様書における数量は、全て令和 8 年 4 月 1 日現在の見込数量である。

### (1) 契約件名

船橋市防犯灯設置管理業務

### (2) 契約期間

契約締結日から令和 21 年 3 月 31 日まで

### (3) 履行場所

船橋市全域（他の自治体との市境付近において、他の自治体の区域内に市が管理する防犯灯が設置されている場合には、その範囲も含む。）

#### (4) 事業項目及び期間

- ① 調査業務 契約締結日～令和 9 年 6 月 30 日頃
  - ② 防犯灯管理システムの構築及び運用 契約締結日～令和 21 年 3 月 31 日
  - ③ 灯具移管事務 調査業務完了後～令和 10 年 3 月 31 日
  - ④ 灯具交換工事 令和 10 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
  - ⑤ リース 令和 11 年 4 月 1 日～令和 21 年 3 月 31 日
  - ⑥ 維持管理 令和 10 年 4 月 1 日～令和 21 年 3 月 31 日
- ※ コールセンターの設置・運営は、令和 11 年 4 月 1 日～令和 21 年 3 月 31 日
- ⑦ 灯具新規設置 令和 11 年 4 月 1 日～令和 21 年 3 月 31 日

### 5 事業の概要

本事業の概要は、次のとおり。

#### (1) 現況等の調査

事業者は、町会等が所有する防犯灯及び商店会が所有する街路灯（以下「商店街路灯」という。）について、現況等の調査を行う。

#### (2) 町会等への意向確認

市は、防犯灯の調査結果を町会等へ提示し、市に移管するかどうかの意向確認を実施する。なお、当該移管の対象となるのは、灯具のみであり、独立柱（防犯灯設置のために建てられた専用柱）及び中間柱（独立柱に電線をつなぐための専用柱）については、引き続き町会等の所有とする。

#### (3) 一斉交換工事

事業者は、市に移管された灯具をリース物品に一斉交換工事を行う。ただし、令和 7 年度以降に設置された灯具（以下「継続使用灯具」という。）については、エコの観点から一斉交換工事の対象外とする。

#### (4) 包括的な維持管理

事業者は、管理プレート又は管理シール（以下「管理プレート等」という。）を設置し、防犯灯管理システムの導入及びコールセンターを設置した上で、包括的な維持管理を行う。なお、管理プレート等、システムの管理及びコールセンターの対象となるのは、リース灯具だけでなく、町会等が管理する防犯灯等を含む。

## (5) リース物品以外の灯具の不具合時の対応

事業者は、対象となるリース物品以外の灯具について、不点灯等の不具合が生じたときは、契約時に定めた単価にて個別に対応する。

## (6) 新設分の対応

事業者は、灯具新規設置について、契約時に定めた単価にて対応する。なお、下表のとおり、リース開始から契約満了までに新設された防犯灯についても、管理プレート等の設置、システム及びコールセンターの対象とするとともに、灯具の種別に応じた維持管理を行う。

(防犯灯設置管理業務対応一覧表)

	リース開始時既設分					リース開始後新設分			
	移管		移管対象外	その他		市所有		町会等所有	
	リース	継続使用 灯具	町会等 所有	商店 街路灯	道路灯	新設分	宅地開発 移管分	新設分	宅地開発 移管分
調査業務	○	○	○	○	×	-	-	-	-
防犯灯管理システムの構築・運用	○	○	○	○	△※	○	○	○	○
灯具移管事務	○	○	×	×	×	-	-	-	-
灯具交換工事	○	×	×	×	×	×	×	×	×
管理プレート等設置	○	○	○	×	×	○	○	○	○
リース(リース契約内での故障対応含)	○	×	×	×	×	×	×	×	×
維持管理(コールセンター)	○	○	○	×	×	○	○	○	○
個別発注(故障対応等)	×	○	×	×	×	○	○	×	×
新規設置	×	×	×	×	×	○	×	×	×

※ 市からの提供データをシステムに取り込み登録

## 6 事業内容

次の事業ごとに業務責任者（兼務可）を選定し、市との連絡窓口とすること。また、緊急時の対応が可能な体制を構築し、連絡先一覧を市に提出すること。

- (1) 調査業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 ページ
- (2) 防犯灯管理システムの構築及び運用・・8 ページ
- (3) 灯具移管事務・・・・・・・・・・・・・・・・10 ページ
- (4) 灯具交換工事・・・・・・・・・・・・・・・・12 ページ
- (5) リース・・・・・・・・・・・・・・・・・・15 ページ
- (6) 維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・17 ページ
- (7) 灯具新規設置・・・・・・・・・・・・・・・・23 ページ

## (1) 調査業務

町会等が所有する防犯灯（約 42,000 灯）を対象として、現地調査、電力契約の照合、独立柱・中間柱の安全点検を実施し、建替え・修繕の優先順位を示すこと。

また、市内の商店街路灯（約 1,390 灯）については、現地調査のみを実施すること。

なお、調査後、防犯灯については、地域環境を考慮した最適な配置案を作成し、既存の道路灯及び商店街路灯の配置状況を踏まえて、市の設置基準及び防犯灯の照度基準クラス B+を満たす提案を行うものとする。

### ① 調査

町会等が所有する防犯灯及び商店会が所有する商店街路灯の調査を行う。

#### ア 調査対象

(ア) 町会等（約 800 団体）が所有する防犯灯（独立柱に設置されている場合は柱本体を含む。）及び中間柱

(イ) 商店会（約 50 団体）が所有する商店街路灯

#### イ 調査対象見込数量

(ア) 町会等が所有する防犯灯約 42,000 灯（共架灯約 35,700 灯、独立灯約 6,300 灯）、分電盤、遮光板等の附属物（以下「附属物」という。）、独立柱約 6,300 本、中間柱約 600 本

(イ) 商店会が所有する商店街路灯約 1,390 灯

#### ウ 調査内容

- ・ 町会等が所有する防犯灯については、以下に示す(ア)～(エ)を、商店会が所有する商店街路灯については(ア)及び(ウ)の調査を対象とする。
- ・ 本業務で撮影する現場写真は、システム管理のほか、占用許可申請、電柱等への共架申請等への添付資料として使用することを前提にしたものとする。
- ・ 調査結果データについては、おおむね 1 か月ごとに市に報告し、提出すること。なお、全調査結果データの提出時期は、原則として令和 9 年 6 月 30 日とする。ただし、調査に必要な事前資料の提出状況等によっては、市と事業者が協議して提出時期を変更することができる。

#### (ア) 現地調査【防犯灯・商店街路灯】

- ・ 防犯灯の調査項目については、調査実施前に市と事業者が協議して決定すること。
- ・ 附属物及び中間柱の調査項目は次のとおり想定しているが、詳細について

は市と協議して決定すること。

- i 分電盤及び中間柱の緯度・経度
  - ii 住所
  - iii 接続されている照明灯
  - iv 自動点滅器・メーター・タイマー・アダプタの有無 等
- ・ 現場写真（灯具部分、柱、根元部分、全体写真、その他状況把握のために必要な箇所を写したもの）については、必須とする。

#### **(イ) 電力契約の照合【防犯灯】**

- ・ 電力契約の照合を行い、契約内容と契約容量・灯数の相違、契約者不明及び町会等との区分の相違などの不整合について、市と協議して整合を図ること。

#### **(ウ) 位置調査【防犯灯・商店街路灯】**

- ・ 調査内容は、緯度・経度及び原則として住所とすること。
- ・ 道路法の適用を受ける道路区域、河川法の適用を受ける河川区域・河川保全区域の該当の有無を示すこと。また、当該地域に該当する場合は、管理者を示すこと。
- ・ 防犯灯、独立柱、中間柱及び附属物が上記道路及び河川以外の公有地（市、県又は国が所有する施設・土地等を含む。）に配置されている場合には、該当の有無を示すこと。また、当該公有地に該当する場合は、管理者を示すこと。

#### **(エ) 設備及び管理上必要となる各種情報の調査【防犯灯】**

- ・ 調査内容は次のとおり想定しているが、詳細については市と協議して決定すること。
  - i 目標物、引込柱、引込方法
  - ii 灯具の種類、ワット数、設置年
  - iii 独立共架などの区分、共架電柱等の所有者区分、共架電柱等の番号、共架可能な電柱の有無（独立柱に設置されている灯具の場合）
  - iv 標識名称
  - v 町会等の区分
  - vi 市道・県道（河川）・国道（河川）の区分、路線（河川）名称
  - vii 車道・歩道の区分、左岸・右岸の区分、交差点照明の有無
  - viii 取付高
  - ix 電力契約のお客様番号
  - x 現場写真（灯具部分、柱、根元部分、全体写真、その他状況把握のため

に必要な箇所を写したもの)

xi 設置に関する状況 等

- ・ 防犯灯及び附属物の設置状況が法令等に抵触していないか確認すること。  
なお、万が一、法令等への抵触が認められた場合には、遅滞なく市に書面で報告するとともに、是正案を提案すること。

## エ 提供情報

市から提供できる情報は、次のとおりとする。

### (ア) 防犯灯

町会等が作成した防犯灯位置図（紙資料）、原則令和 8 年 4 月時の電気料金集約分内訳表又は領収証（紙資料）、町会等の電力契約一覧データ（※）。

※ データの取得に同意した町会等のデータに限る。（令和 8 年 4 月時点で約 95%が同意）

### (イ) 商店街路灯

商店会が作成した商店街路灯位置図（紙資料）

## ② 独立柱・中間柱の点検の実施

これまで防犯灯及び附属物、独立柱及び中間柱については、町会等が自ら設置しており、設置年や施工方法等が不明となっている。これらの背景を踏まえて、独立柱及び中間柱の安全性を確保するため、次のとおり点検を実施すること。

### ア 調査対象

町会等が所有する独立柱及び中間柱

### イ 見込数量

(ア) 独立柱 約 6,300 本

(イ) 中間柱 約 600 本

### ウ 調査内容

- ・ 国土交通省が小規模附属物点検要領において示す詳細点検の方式に準拠することを基本とするが、詳細については、市と協議して決定すること。
- ・ 点検により直ちに補修すべきもの及び更新優先順位を示すこと。なお、調査の結果、危険性があり交換が必要なものがあるときは、市と協議して対応方法を決定すること。

### ③ 調査結果の提出

点検終了後、点検報告書及び点検結果に係る集計用データを市に令和 9 年 7 月 30 日までに提出すること。ただし、調査に必要な事前資料の提出状況等によっては、市と事業者が協議して提出時期を変更することができる。

## (2) 防犯灯管理システムの構築及び運用

防犯灯に関する情報共有及び安定した管理運営を行うため、次のとおり防犯灯管理システムの構築及び運用をすること。

### ① 防犯灯管理システムの構築

防犯灯及び附属物、独立柱、中間柱の位置情報及び管理状況等について、ウェブ上で閲覧が可能なシステムを構築すること。なお、当該システムの詳細は別に定める「システム仕様書」に基づくものとするが、最終的な仕様については市と事業者が協議して決定する。

### ② 防犯灯管理システムへの登録

構築した防犯灯管理システムに次のとおり登録すること。

#### ア リース開始前（令和 10 年 3 月 31 日まで）

調査結果、電柱位置情報、道路灯位置情報その他調査業務実施期から交換工事期までの業務に必要な事柄について登録すること。ただし、この期間については、防犯灯管理システム以外のデータ管理方法でも可能とする。なお、登録する項目については、市と事業者が協議して決定する。

#### イ 交換工事期間中（令和 10 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで）

- ・ 交換工事の記録、対応状況等、管理運営上必要な情報を登録すること。なお、登録する項目については、市と事業者が協議して決定する。

#### ウ リース期間中（令和 11 年 4 月 1 日から令和 21 年 3 月 31 日まで）

- ・ 新設、撤去、移設、修繕、交換等の記録、対応状況等、管理運営上必要な情報を登録すること。なお、登録する項目については、市と事業者が協議して決定する。
- ・ 対象となる防犯灯の数量は、本仕様書の「6 (6)維持管理 ①防犯灯等維持管理対象一覧表」に記載する数量とする。

### ③ 防犯灯管理システムの運用

構築した防犯灯管理システムは、次のとおり運用すること。

#### ア 令和 10 年 3 月 31 日まで

調査、移管手続き、工事状況等を市で確認できる体制を整えること。ただし、この期間については、防犯灯管理システム以外のデータ管理方法でも可能とする。

## イ 令和 10 年 4 月 1 日から令和 21 年 3 月 31 日まで

- ・ 新設・交換工事・移設等の工事履歴、現況、問い合わせ状況等の最新情報について、随時更新すること。また、常時市で確認できる体制及び市が入力できる体制を整えること。
- ・ 町会等が所有する防犯灯の新設・交換工事・移設等の情報についても、事業者又は市がシステムに反映できるようにすること。

### ④ データの整合

- ・ 各種データは、管理番号等により整合が取れるものとし、リース防犯灯、継続使用灯具、町会等が所有する防犯灯、道路灯、商店街路灯、宅地開発により市に移管された防犯灯、宅地開発により設置された町会等所有の防犯灯、新設分、町会等が新設する防犯灯等の区別がつくものとする。
- ・ 道路灯に関するデータが市道路管理システム上のデータと一致するものについては、道路管理システム上の管理番号と紐づけること。

### ⑤ データの出力

- ・ 市地図情報システムへの反映を前提としたものとする。
- ・ 属性一覧表、システム管理の様式や出力の項目については、市と事業者が協議して決定する。
- ・ 町会等ごとの防犯灯地図及び防犯灯リストを出力できるようにすること。

### ⑥ その他

- ・ 運用開始後において、管理対象外の防犯灯を新たにシステムで管理する必要性が生じる場合を想定し、市で防犯灯情報を追加登録できる機能を設けること。なお、システムへの登録は、任意のタイミングで行うことができ、管理番号を付番の上、登録できる体制を整えること。
- ・ 契約満了後、システムの継続的な利用を市が希望した場合には、別途契約することで利用が可能となる体制を整えること。
- ・ リース期間中に別途、市において、リース灯具、町会等が所有する灯具、継続使用灯具等、独立柱及び中間柱についての第三者賠償責任保険に加入することを検討しているため、事業者は、当該保険加入に必要な情報（防犯灯、独立柱、中間柱の位置情報、灯数等）をシステムから出力できるようにすること。

### (3) 灯具移管事務

市が町会等に対して行う意向確認に際して、町会等ごとの資料作成や、相談受付等の支援体制の構築等、支援を行うこと。市への移管に際して必要な手続きも行うこと。

#### ① 対象数量

- ア 町会等の数 約 800 団体
- イ 防犯灯の数 約 39,900 灯（共架灯 約 33,915 灯、独立灯 約 5,985 灯）※  
※ 調査対象の防犯灯のうち、町会等が市への移管に同意した防犯灯の数

#### ② 業務内容

##### ア 防犯灯移管意思決定支援

###### (ア) 防犯灯配置案の作成

現在の設置状況を踏まえ、調査対象の防犯灯について、地域の環境（駅周辺、市街地、住宅街など）を考慮した防犯灯配置案を提出すること。なお、配置案については次の観点から作成し、その提出時期は、令和 9 年 7 月 30 日までとする。

- i 防犯灯以外の道路灯、商店街路灯の配置状況を考慮すること。
- ii 独立柱に付いている防犯灯を共架等により可能な限り減らすこと。
- iii 市が示す設置基準に照らし、かつ、リース灯具の設置を想定した上で、(公社)日本防犯設備協会が示す防犯灯の照度基準クラス B+を実現する最適な配置案とすること。
- iv 現行の配置状況と配置案に差異がある町会等を一覧とし、市に報告すること。なお、配置案を作成するに当たり、疑義が生じる場合には、事前に市に報告及び相談をすること。

###### (イ) 町会等別資料の作成

事業者は、町会等において市への移管の可否を適切に判断できるよう、次の資料を町会等別に作成すること。

- i 調査結果報告書
- ii 独立柱・中間柱強度調査報告書
- iii 移管対象となる防犯灯及び附属物を示す資料
- iv 防犯灯配置計画案
- v 現行の配置状況と配置案の差異を示す資料
- vi その他町会等の判断に資する資料

## **(ウ) 町会等への支援体制の構築**

事業者は、町会等が市への移管に関して十分に理解し、判断が可能となるよう、説明及び相談対応等の必要な支援体制を構築すること。なお、実施に当たっては、町会等の状況や要望に柔軟に対応できる体制とすること。

## **イ 移管手続き**

### **(ア) 移管に関する書類の集約**

事業者は、移管に際し、町会等から市に提出された書類について、次のとおり対応すること。

- i 提出状況、提出内容を集約すること。
- ii 町会等ごとに提出された書類を整理し、市の求めに応じて速やかに報告できる体制をとること。
- iii 収集した書類の目録を作成し、移管終了後、速やかに市に返却すること。
- iv 市の求めに応じて、提出状況等に関する報告を行うこと。

### **(イ) 移管に伴う各種手続きに係るデータの提出**

意向確認の結果に基づき、次の手続きに必要なデータの整備を行い、手続きに必要な書類の作成を行うこと。なお、提出書類、提出時期及び手続き等については市と協議して決定すること。ただし、電気料金については、令和10年4月分から支払いを市で行うことを予定しているため、次の(i)・(ii)については、支払開始時期を考慮して、電力会社に提出すること。

- i 電気料金支払者名義変更
- ii 電柱等への共架名義変更
- iii 道路及び河川等の占用許可申請
- iv 公共物の占用及び行政財産の使用許可申請
- v その他必要な手続き

### **(ウ) 電力契約種別の変更**

定額電灯契約の防犯灯がある場合において、設置状況から判断し、公衆街路灯契約の適用が適切と考えられるものについては、公衆街路灯契約に契約種別を変更する手続きをすること。なお、対象とする防犯灯の特定と申請時期については、市と協議して決定すること。

### **(エ) 移管結果リスト等の作成**

移管結果を町会等に通知するため、事業者は、移管対象団体(約800団体)ごとに、防犯灯地図及び防犯灯リストを作成し、データ及び紙にて市に提出すること。

## (4) 灯具交換工事

事業者は、施工計画の策定、施工及び施工管理を次のとおり行うこと。

### ① 施工計画

現地調査及び電力契約の照合結果から灯具の置換表を作成し、基数・灯数を集計した上で、次の事項を考慮した施工計画を策定すること。なお、施工計画は、市に提出し、市の確認を得ること。

- ア 防犯灯は別に定める「灯具仕様書」に応じた製品を使用すること。
- イ 先に作成した防犯灯配置案を基にすること。
- ウ 継続使用灯具や、引き続き町会等で管理を続けていく防犯灯等の設置状況を踏まえること。
- エ 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、近隣住民や交通、作業者の安全に十分配慮すること。
- オ 道路占用等、必要な手続きを行うこと。
- カ 電柱等所有者に対し、更新等に係る申請を行うこと。なお、希望の場所に設置できない場合には、最適な代替案を提案すること。

### ② 施工（交換工事）

#### ア 施工内容

施工計画に基づき、高効率の防犯灯を市が指定する場所に設置するとともに、既存灯具の撤去処分も行うこと。また、独立柱に設置されている防犯灯については、独立柱・中間柱調査の結果を踏まえ、市と協議して対応方法を決定すること。なお、施工にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (ア) 防犯灯は別に定める「灯具仕様書」に応じた製品を使用すること。
- (イ) 取付高については、法令等の定めを満たすこと。
- (ウ) 現場写真（灯具部分、柱、根元部分、全体写真、その他状況把握のために必要な箇所を写したもの）は、更新対象の防犯灯の施工前後の写真を撮影し、工事写真としてまとめること。なお、当該写真は、システム管理のほか、占用許可申請、電柱等への共架申請等への添付資料として使用することを前提としたものとする。
- (エ) 更新対象の防犯灯に遮光装置（遮光板等）が備え付けられている場合には、既設の遮光装置の設置目的（周辺住宅への光害防止、特定方向への配光制限等）を把握し、現行と同等の遮光性能を有する遮光板等を同等の効果となるよう設置すること。なお、設置後は、周辺環境への光の影響が既設と同等であることを確認すること。

- (オ) 更新対象の防犯灯について、設置作業までの期間に不点灯等の不具合が生じた場合には、優先してリース物品に交換すること。
- (カ) 令和 10 年度に新設する防犯灯についてはリース物品に含めること。
- (キ) 既設防犯灯がデザイン灯であった場合には、最適な撤去方法を示し、この施工の中で適切に撤去すること。
- (ク) 工事の進捗等の月次進捗報告書及び施工完了報告書（施工前後の写真一覧表を含む。）をもって、市に報告すること。
- (ケ) 防犯灯を設置し、リース業務の開始日までに市の確認と了承を得ること。

## イ 施工方法

施工計画に基づき、関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守し、近隣住民や交通、作業者の安全に十分配慮した施工・施工管理を次のとおり行うこと。

- (ア) 取り換えについて、電気設備の技術基準、公共建設工事標準仕様書（電気設備工事編）、電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）、日本工業規格の適用を受けるものは、各種法令・基準等に準拠すること。
- (イ) 設置作業に係る占用許可申請、道路使用許可申請等の必要な手続きを行うこと。
- (ウ) リース物品が道路又は河川及びその他公有地等を占用する場合は、市と協議した上で、その管理者に占用許可申請、行政財産使用許可申請等の必要な手続きを行うこと。
- (エ) 電柱等所有者に対し、必要に応じて灯具変更に係る手続きを行うこと。
- (オ) 取り換え工事中に発生した事故については、事業者の責任及び費用負担において対応すること。なお、隣接地又は道路等に損傷を与えることのないよう十分注意し、万一損傷した場合には、事業者の責任及び費用負担において、補修または復旧を行うこと。
- (カ) 工事に際して、工事内容、期間、工事中の問い合わせ先を記載したチラシ等を作成し、町会等に周知すること。周知方法については、市と協議して決定すること。
- (キ) 防犯灯の調査や確認業務により総数が増減した場合には、その増減後の数量で施工するものとする。

### ③ 施工（プレート等の設置）

ア 防犯灯の設置に合わせて、次のとおり管理プレート等を設置すること。

- (ア) 灯具が設置されている柱に管理プレート等を設置すること。なお、設置が困難な場合は、市と協議すること。中間柱については、管理プレート等の設置は行わずシステム上の管理のみ行うこと。
- (イ) 管理プレート等の取付高は、市と協議して決定すること。

- (ウ) 町会等が引き続き管理していく防犯灯についても、管理プレート等の設置対象とすること。
  - (エ) 町会等が設置した既設プレート等がある場合は、市と協議して撤去処分すること。
  - (オ) 歩行者等から視認しやすい箇所に設置すること。
  - (カ) 防犯灯が設置されるのと同時期に管理プレート等を設置できるよう準備すること。
- イ 一斉交換工事時の設置対象見込数量（管理プレート等の設置のみを含む）は42,554枚（共架灯分36,207枚、独立灯分6,347枚）で、これには次のものが含まれる。
- (ア) リース防犯灯分 38,775枚
  - (イ) 町会等が引き続き管理していく防犯灯分 2,100枚
  - (ウ) 宅地開発により市に移管された防犯灯分 228枚
  - (エ) 継続使用灯具分 1,425枚
  - (オ) 宅地開発により設置された町会等所有の防犯灯分 12枚
  - (カ) 町会等新設分 14枚

#### ④ 撤去した防犯灯及び附属物等のリサイクル・廃棄処分

- ・ 撤去した防犯灯及び附属物等については、環境保護の視点から適切なリサイクル・廃棄処分を行い、報告すること。（参考：LED化率約94%）
- ・ 本契約に伴い発生した廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関係法令等に基づき、適切に処分をすること。
- ・ 廃棄処分完了後、全ての処分についてマニフェストの写しを提出すること。

#### ⑤ 電力会社への申請

- ・ 電力会社に必要な契約内容の変更手続き（以下「変更申請」という。）を行うこと。なお、変更申請は、取替が完了した防犯灯から順次、速やかに行うこと。
- ・ 電力契約と既存防犯灯との数量相違があった場合には、併せて申請手続きを行うこと。
- ・ 契約容量の変更申請を行った後、電力会社からの請求書の内容と現状を照らし合わせ、齟齬があった場合には、修正すること。
- ・ 申請結果の一覧を作成し、市に報告すること。

## (5) リース

交換工事により設置された防犯灯及び令和 10 年度に本事業で新設された防犯灯については、リース物品とすること。なお、リース終了後は、事業者が設置したリース物品を市に無償譲渡すること。

### ① リース物品

- ア 交換工事により設置された防犯灯及び附属物
- イ 令和 10 年度に新設する防犯灯及び附属物
- ウ 管理プレート等

### ② 仕様

- ア 交換工事により設置された防犯灯及び附属物  
別に定める「灯具仕様書」のとおり
- イ 令和 10 年度に新設する防犯灯及び附属物  
別に定める「灯具仕様書」のとおり
- ウ 管理プレート等
  - ・ 管理プレート等には、「船橋市」「管理番号」「連絡先(コールセンターの番号)」等を記載すること。
  - ・ 管理プレート等は、紫外線などによる耐候性能があり、錆の発生が無く 10 年耐える構造であること。また、文字の劣化がほとんどなく、期間を通じて視認が容易であるものとする。なお、シールについては、剥離や浮きが生じることなく、期間を通じて視認が容易であるものとする。
  - ・ 管理プレート等のサイズ、色等の詳細については、市と事業者が協議して決定する。

### ③ 設置場所

市が指定する場所

### ④ 数量

リース物品の数量は、積算上の数量であり、調査結果及び町会等への意向確認の結果により増減することが見込まれる。なお、当該変更は市と事業者が協議して行うものとするが、1 灯あたりのリース単価の見直しについては灯数の増減を根拠に行わないものとする。

- ア 交換工事により設置された防犯灯及び附属物  
約 38,475 灯及び附属物（継続使用灯具を除く。）
- イ 令和 10 年度に新設する防犯灯及び附属物※

約 300 灯

※ 附属物の数量は、事業者の過去の実績等に基づき、合理的に見積もること。

ウ 管理プレート等

約 42,554 枚 (※)

※ リース防犯灯分 (38,775 枚)、町会等所有の防犯灯分 (2,100 枚)、宅地開発により市に移管された防犯灯分 (228 枚)、継続使用灯具分 (1,425 枚)、宅地開発により設置された町会等所有の防犯灯分 (12 枚)、町会等新設分 (14 枚)

## ⑤ 期間

リース期間は、令和 11 年 4 月 1 日～令和 21 年 3 月 31 日とする。

## (6) 維持管理

### ① 防犯灯等維持管理対象一覧表

リース防犯灯等については、次の表のとおりリース期間終了までの間、維持管理を行うこと。

項目	管理プレート等	見込数量	維持管理タイプ	
			維持管理	コールセンター
リース防犯灯(附属物含む)	○	38,775 灯	I	A
市所有灯具(継続使用灯具)	○	1,425 灯	II	B
市所有灯具 (リース期間新設分)	○	5,000 灯	II	B
市所有灯具(宅地開発により市に移管された防犯灯)	○	2,508 灯	II	B
町会等所有防犯灯	○	2,240 灯	III	B
町会等所有防犯灯 (リース期間新設分)	○	140 灯	III	B
町会等所有防犯灯(宅地開発により設置された防犯灯)	○	132 灯	III	B
道路灯	—	2,770 灯	IV	C
商店街路灯	—	1,390 灯	IV	C

※ 管理プレート等の維持管理については、タイプ I 防犯灯と同様に取り扱うこと。

### ② 維持管理内容

#### ア 維持管理

事業者は、市内に設置されている防犯灯の維持管理を次のとおり行うこと。

#### (ア) 防犯灯の種類別対応

防犯灯の維持管理は、次の種類ごとに異なる対応を行うこと。

##### i タイプ I

- ・ 防犯灯の設置場所、種類、仕様等の情報を正確に記録・管理すること。
- ・ 防犯灯の移設、撤去等の情報を速やかにシステムに反映すること。

- ・ 性能と安全性を継続的に確保すること。これには、迅速な故障対応、必要に応じた修理又は交換を含むものとする。
- ・ 契約期間中、全ての防犯灯が正常に作動するよう維持管理を行うこと。
- ・ 別表第 1 に定める事項については、発生数を見込みリース料金の範囲内で対応すること。
- ・ 不点灯や昼間点灯等の連絡を受けた場合、通常 2 営業日を目安に初動を開始すること。確認の結果、灯具交換又は補修等の措置が必要になった場合には、原則として不点灯や昼間点灯等の連絡を受けた日から 5 営業日以内に修繕対応を完了させること。ただし、緊急的な初動対応が必要な場合には、速やかに応急的な対応作業を実施すること。
- ・ 維持管理の結果について月次報告書を作成し、市に提出すること。

## ii タイプII

- ・ 防犯灯の設置場所、種類、仕様等の情報を正確に記録・管理すること。
- ・ 防犯灯の新設、移設、撤去等の情報を速やかにシステムに反映すること。
- ・ 防犯灯の位置情報等をシステムにプロットし、最新の状態を維持すること。
- ・ 不点灯等の不具合が発生した場合には、次の対応を行うこと。
  - ・ 現地調査を実施し、不具合の原因を特定すること。
  - ・ 不点灯や昼間点灯等の連絡を受けた場合には、通常 2 営業日を目安に初動を開始すること。確認の結果、灯具交換又は補修等の措置が必要になった場合は、市に報告し、確認を受けた後、原則として不点灯や昼間点灯等の連絡を受けた日から 5 営業日以内に修繕対応を完了させること。ただし、緊急的な初動対応が必要な場合の扱いについては、市と協議して決定する。
  - ・ 修繕は、契約時に定めた単価にて対応すること。
  - ・ 修繕完了後、作業内容と結果を市に報告すること。
- ・ 修繕のほか、別表第 1 に定める事項について対応が必要になった場合には、市の確認を受けた後、契約時に定める単価にて対応すること。
- ・ 維持管理の結果について月次報告書を作成し、市に提出すること。

## iii タイプIII

- ・ 市から提供される防犯灯の設置場所、種類、仕様等の情報を正確に記録・管理すること。
- ・ 市から提供される防犯灯の新設、移設、撤去等の情報を速やかにシステ

ムに反映すること。

- ・ 市から提供される防犯灯の位置情報等をシステムにプロットし、最新の状態を維持すること。また、市でも入力ができる体制を整えること。

#### iv タイプⅣ

- ・ 市から提供される位置情報等をシステムにプロットすること。
- ・ 市から提供される新設、移設、撤去等の情報をシステムに反映すること。反映の頻度は年 1 回、市からの情報提供はデータ形式を想定しているが、詳細は市と事業者が協議して決定すること。また、市でも入力ができる体制を整えること。

#### (イ) 管理プレート等

防犯灯等維持管理対象一覧表の「市所有灯具(リース期間新設分)」、「市所有灯具(宅地開発により市に移管された防犯灯)」、「町会等所有防犯灯(リース期間新設分)」、「町会等所有防犯灯(宅地開発により設置された防犯灯)」のほか、一斉交換工事の際に管理プレート等が設置されていない防犯灯については、年 2 回程度の定期設置機会を設け、契約時に定める単価にて管理プレート等を設置すること。なお、管理プレート等の設置前においても、対象防犯灯はシステムに登録し、システムでの管理及びコールセンターでの対応を行うこと。

#### (ウ) 修繕及び保険

- i リース防犯灯(タイプⅠ)については、次の理由でリース期間中に発生する防犯灯の不具合について、事業者の責任において修繕すること。
  - (i) 更新後設備の製品としての不具合による故障
  - (ii) 本事業期間中の事業者の施工不良による故障又は破損
  - (iii) 火災、落雷、破損、盗難、雪害、風害、台風等による水害、車両の接触・衝突、いたずら・破壊行為、電氣的・機械的事故などその他偶然、外来かつ急激な事故によって生じた損害
- ii 上記 i の修繕費用の確保方法(動産保険の付保等)については、事業者が任意に選択できるものとする。ただし、修繕義務の履行に支障がないよう適切な措置を講じること。なお、保険を付保しない場合であっても、当該修繕義務は免除されないものとする。

#### イ コールセンター

事業者は、防犯灯に関する市民等からの通報や問い合わせに対応するコールセンターの設置・運営を行うこと。

## (ア) コールセンターの設置

- ・ 平日（土日祝日、年末年始を除く）おおむね 9:00～19:00 の間で対応可能な体制を構築すること。
- ・ 専用のフリーダイヤルの電話番号を設置し、市民等からの通報・問い合わせを受け付けること。
- ・ 専用アドレス等を設け、コールセンターの営業時間外においてもメール等で通報や問い合わせを受け付けられる体制を整えること。

## (イ) コールセンターの運用

- ・ コールセンターへの受電件数、内容及び対応について、月次報告書を作成し、市に提出すること。
- ・ 重大な事故や多数の不具合等、緊急性の高い案件については、直ちに市へ報告すること。
- ・ 業務責任者 1 名を選任し、市との連絡窓口とすること。
- ・ コールセンターのオペレーターは、十分な研修を行い、適切な対応ができるようにすること。
- ・ 取得した個人情報適切に管理し、目的外利用を禁止する。
- ・ 情報セキュリティ対策を徹底し、データの漏えいや不正アクセスを防止すること。
- ・ コールセンターの業務は、令和 11 年 4 月 1 日～令和 21 年 3 月 31 日までとする。なお、交換工事を開始し、管理プレート等設置からコールセンター設置までの間については、自動音声等でコールセンター開設時期及び交換工事中の問い合わせ先を周知すること。

## (ウ) 通報・問い合わせ対応

### i 共通対応事項

全ての通報・問い合わせに対して、次の対応を行うこと。

- ・ 防犯灯の位置情報を確認すること。
- ・ 不具合の内容等必要な情報を聴取すること。
- ・ 防犯灯管理システムを使用し、防犯灯の種類（タイプ I・II・III・IV）を確認すること。
- ・ 通報・対応内容を速やかにシステムに入力し、記録を管理すること。入力する内容の詳細については、市と事業者が協議して決定する。
- ・ 防犯灯の事故、独立柱の倒壊などの通報が入った場合には、速やかに市に連絡すること。

## ii 防犯灯の種類別対応

コールセンターでの対応は、次の種類ごとに異なる対応を行うこと。

### (i) タイプA【受電、報告、修繕指示】

- ・ 通報内容を記録すること。
- ・ 不点灯等の対応が必要な通報だった場合、適切に引き継ぐこと。
- ・ 通報者が折り返しの連絡を希望する場合には、対応すること。

### (ii) タイプB【受電、報告のみ】

- ・ 通報内容を記録すること。
- ・ 当該防犯灯の所有者に連絡すること。所有者が町会等だった場合は、市の担当部署にも報告すること。
- ・ 通報者が折り返しの連絡を希望する場合には、対応すること。

### (iii) タイプC【受電、報告のみ】

- ・ 通報内容を記録すること。
- ・ 市の担当部署に報告すること。
- ・ 通報者が折り返しの連絡を希望する場合には、対応すること。

## ii その他

契約満了後、フリーダイヤル番号の継続的な利用を市が希望した場合には、同番号にて別契約（他事業者との契約を含む）においても利用が可能となる体制を整えること。

## ウ システム管理

(ア) 「6 (2) 防犯灯管理システムの構築及び運用」に定めるシステムにて管理を行うこと。

(イ) 「6 (6) 維持管理 ② 維持管理内容 ア 維持管理」にて対応した記録について、次のとおりシステム等にて管理すること。

- i 不点灯の連絡があった場合には、履歴を記録すること。
- ii 新設、移設等防犯灯の位置情報が変更になった場合には、随時システムに反映すること。ただし、道路灯及び商店街路灯の更新については、年1回とする。市でも入力ができる体制を整えること。
- iii 修繕の発生、電力会社との契約内容の更新、附属物の変更等の位置情報以外の情報についても、システムに登録している項目が更新された場合には、システムに反映すること。

- iv その他、システムにて最新の防犯灯情報を管理できるようシステムを運用すること。
- (ウ) 契約期間が満了する日までの間、事業者が管理するデータを市が閲覧できるようにすること。

## エ 個別発注

継続使用灯具、宅地開発により市に移管された防犯灯、「6 (7) 灯具新規設置」にて設置された防犯灯については、令和 11 年度から令和 20 年度までの間、次のとおり契約時に定めた単価にて対応すること。個別発注により設置した防犯灯は、リース対象とはせず、引き続き維持管理のみを対象とする。

なお、契約期間中において、物価の著しい変動その他予期し得ない経済情勢の変化が生じた場合には、客観的な指標に基づき、市と事業者の協議により契約単価等を変更することがある。

- ・ 対象とする内容及び予定数量については、別表第 1 に定める。
- ・ 設置する灯具の仕様及び施工方法については、「6 (7) 灯具新規設置」に規定する仕様及び施工方法を適用する。
- ・ 移設の場合には、管理プレート等も併せて移設又は新規設置すること。
- ・ 宅地開発により市に移管された防犯灯については、年 2 回程度、時期を定めて名義変更の手続きを行うこと。
- ・ 施工内容や更新内容を報告書にまとめ、市に提出すること。なお、報告書の内容については、市と事業者で協議して決定する。

## (7) 灯具新規設置

令和 11 年度から令和 20 年度までの間、契約時に定めた単価にて次のとおり防犯灯の新規設置を行うこと。新規設置された防犯灯は、リース対象とはせず、維持管理のみを対象とする。

- ① 電気設備の技術基準、公共建設工事標準仕様書（電気設備工事編）、電気用品安全法、日本工業規格の適用を受けるものは、各種法令・基準等に準拠すること。
- ② 設置する防犯灯は、別に定める「灯具仕様書」に応じた製品とすること。
- ③ 遮光板等附属物についても、契約時に定めた単価で施工すること。
- ④ 予定数量については、別表第 1 に定める。
- ⑤ 必要に応じて、電柱等所有者に新設に係る申請をすること。なお、新設箇所について、希望の場所に設置ができない場合には、最適な代替案を提案すること。
- ⑥ 設置する防犯灯について、電力会社への申請手続きを行うこと。
- ⑦ 申請手続きを行った後、電力会社からの請求書の内容と現状を照らし合わせて、齟齬があった場合には、修正すること。
- ⑧ 設置工事は年 2 回を想定しており、市から工事依頼後、原則 5 か月以内に完了させること。
- ⑨ 管理プレート等を設置すること。
- ⑩ 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守し、近隣住民や交通、作業者の安全に十分配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理を行うこと。
- ⑪ 取付高については、法令等の定めを満たすこと。
- ⑫ 設置作業に係る占用許可申請、道路使用許可申請等の必要な手続きを行うこと。
- ⑬ 新設する灯具及び附属物が道路又は河川及びその他公有地を占用する場合には、市と事業者で協議した上で、その管理者に占用許可申請、道路使用許可申請等の必要な手続きを行うこと。
- ⑭ 工事中に発生した事故については、事業者の責任及び費用負担において対応すること。また、隣接地及び道路等に損傷を与えることのないよう十分注意し、万一損傷した場合には、事業者の責任及び費用負担において、補修または復旧を行うこと。
- ⑮ 現場写真（灯具部分、柱、根元部分、全体写真、その他状況把握のために必要な箇所を写したもの）は、更新対象の防犯灯の施工前後の写真を撮影し、工事写真としてまとめること。なお、写真は、システム管理のほか占用許可申請、電柱等への共架申請等への添付資料として使用することを前提としたものとする。
- ⑯ 施工内容を報告書にまとめて、市に提出すること。なお、報告書の内容については、市と事業者で協議して決定する。

## 7 支払いに関する事項

本業務に係る費用については、次のとおり支払うものとし、業務履行確認後、事業者から適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

- (1) 調査業務及び移管事務に係る費用については、完了後一括払いとして、令和9年度予算において支出する。
- (2) 防犯灯管理システムに係る費用、交換工事、維持管理に係る費用（「6 (6) 維持管理 ② 維持管理内容 エ 個別発注」に定める事項を除く。）については、リース費用に含めるものとし、令和11年4月から令和21年3月まで（10年間の毎月払い）とする。
- (3) 「6 (6) 維持管理 ②維持管理内容 エ 個別発注」に定める事項に係る費用及び「6 (7) 灯具新規設置」にて設置された防犯灯に係る費用については、業務履行確認後、事業者から適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。
- (4) 事業者（共同企業体の場合は、代表企業）は、業務履行後、市に支払い請求を行う。共同企業体の場合において、代表企業が請求委任をした場合には、その構成員が請求を行うことを可能とする。

## 8 リスクと責任分担

予想されるリスクと責任分担については、別表第2に定めるとおり、市と事業者の責任分担を行うものとする。

## 9 その他

### (1) 資料の貸与

市は、本業務の実施に必要となる資料を事業者に貸与する。なお、貸与する資料は、事業者の責任において管理し、破損、紛失、盗難等がないように十分留意し、検査完了後、速やかに市に返却すること。

### (2) 守秘義務

- ・ 事業者は、本業務上知り得た内容について第三者に漏えいしてはならない。また、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、個人情報はもとより、市より貸与されたいかなる資料及び情報も適正に管理しなければならない。
- ・ 個人情報の安全管理措置が適切でないと市が判断した場合には、市は、事業者に対して、改善を求めることができる。

### **(3) 土地の立ち入り**

事業者は、他人の占有する土地に立ち入る必要がある場合には、あらかじめ当該土地の所有者又は占有者の承諾を得るとともに、トラブルが起こらないように十分注意しなければならない。

### **(4) 契約不適合責任**

市は、事業者が実施する業務の内容が計画どおりではない又は不十分であると認められるときは、事業者に対して、必要な措置を命ずることができる。

事業者は、業務の完了後であっても、事業者の過失又は粗漏に起因する不具合がある場合には、事業者の負担により速やかに対処するものとする。この場合において、契約不適合責任が生じる期間は、リース契約期間の満了日までとする。ただし、「6 (6) 維持管理 ② 維持管理内容 エ 個別発注」及び「6 (7) 灯具新規設置」にて設置されたものにあつては、設置後1年間とする。

### **(5) 損害賠償**

事業者は、本業務の遂行中に、市又は第三者に損害を与えた場合には、速やかに市に報告するとともに、事業者の負担により対処するものとする。

### **(6) 権利の帰属**

本業務に基づいて作成された成果品の著作権については、市に帰属する。

### **(7) 経営状況**

事業者は、年度ごとに財務状況が確認できる資料を市に提出すること。

### **(8) 事故発生時の対応**

事業者は、契約の履行時に事故が発生したときは、適切な処理を行うとともに、速やかに市に報告しなければならない。

### **(9) 電子情報の取扱い**

事業者は、業務を履行するに当たり、船橋市情報セキュリティ基本方針及び船橋市情報セキュリティ対策基準並びに市が定めた情報セキュリティ実施手順等を遵守すること。

### **(10) 地元事業者の活用**

事業者は、本業務実施に当たり、市内事業者の優先的な活用に努め、適正価格において活用することで、地域経済の活性化を図ること。

## **(11) 環境への配慮**

事業者は、本業務実施に当たり、省エネルギーの推進に努め、更新前後のリース物品の CO2 排出量及び電気料金の検証を行うこと。

## **(12) データ等の引継**

事業者は、契約終了時、次の契約事業者にデータ等の引継を適正に行うこと。

## **(13) 疑義の解決**

市及び事業者は、この仕様書の内容又は記載のない事項等について、疑義が生じたときは、速やかに協議するものとする。

別表第 1 (個別発注予定数量)

	項目	年間予定数量	総予定数量
1	灯具の移設 (電力会社申請含)	18	180
2	灯具の撤去 (電力会社申請含)	10	100
3	調査 (施工なし)	84	840
4	灯具の向き調整	84	840
5	引き込み線修繕	64	640
6	灯具交換 (撤去処分・電力会社申請含)	167	1,670
7	遮光板単独設置	84	840
8	防犯灯新設時遮光板設置※	35	350
9	遮光版向き調整	8	80
10	管理プレート等設置※	277	2,770
11	電力会社申請※	264	2,640
12	占有等許可申請	38	380
13	新設 (管理プレート等設置・電力会社申請含) ※	500	5,000
14	新設 (撤去処分・管理プレート等設置・電力会社申請含) ※	180	1,800
15	管理プレート等撤去	1	10
16	遮光板撤去	1	10

※ 8 防犯灯新設時遮光板設置、10 管理プレート等設置、11 電力会社申請、13 新設 (管理プレート等設置・電力会社申請含)、14 新設 (撤去処分・管理プレート等設置・電力会社申請含) については、年に 2 回時期を定めて発注するため、1 回当たりの施工見込み数は、年間見込み数の半分とする。

別表第2（予想されるリスクと責任分担）

リスクの種類		リスクの内容	市負担	事業者負担	
共通	安全性の確保	設計・設置・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・設置・維持管理における環境の保全		○	
	制度の変更	税制、法令・許認可の変更	協議		
	事業の中止・延期	市の指示によるもの		○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期		協議	
		施設建設に必要な許可等の取得遅延によるもの			○
		市の不注意等による建設許可等の遅延によるもの		○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの			○
	市の事業放棄、破綻によるもの		○		
調査・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	協議		
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ(設計費に対して影響のあるものに限る)		○	
	設計変更	市の提示条件・指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○	
	応募コスト	応募コストの負担		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
設置段階	第三者賠償	調査・設置における第三者への損害賠償義務		○	
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	協議		
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ(設置費に対して影響のあるものに限る)		○	
	立ち入り許可	合理的な事由に因らない場合であって、必要な施設への立ち入り許可を得られない場合の事業未遂行	協議		
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の判断の不備によるもの		○	
	遅延・未完了	市の責による遅延・未完による引渡しの延期	○		
		事業者の責による遅延・未完による引渡しの遅延		○	
	設置費増大	市の指示によるもの	○		
		事業者の判断の不備によるもの		○	
	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○	
	一次的損害	引渡し前に設置目的物に関して生じた損害		○	
		引渡し前に設置に起因し施設に生じた損害		○	
用地の確保	資材置き場の確保		○		

リスクの種類		リスクの内容	市負担	事業者負担
支払 関連	金利の変動	金利の変動		○
	支払遅延・不能	市の責による支払の遅延・不能によるもの	○	
維持 管理	第三者賠償	市の責による第三者への損害賠償義務	○	
		事業者の責による第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期		協議
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ(人件費・物品費・諸経費に対して影響のあるものに限る)		協議
	立ち入り許可	合理的な事由に因らない場合であって、必要な施設への立ち入り許可を得られない場合の事業未遂行		協議
	計画変更	市の指示によるもの	○	
		事業者の都合によるもの		○
	維持管理費の上昇	事業者の責による維持管理費の増大		○
	防犯灯設備の損傷	市の過失又は市の施設に起因する防犯灯設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する防犯灯設備の損傷		○
	公共施設損傷	事業者の故意・過失又は設備に起因する市の施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外の原因による市の施設・設備の損傷		協議
	設備の不良等	防犯灯設備等の仕様不適合		○
保険	維持管理期間の故障等リスク保証に必要となる保険		○	
計測・ 検証	計測・検証	計測・検証報告への疑義		○
		計測・検証に必要な市からの情報提供の遅延・不能	○	
保証 関連	性能	仕様不適合による施設・設備への損害、市の施設運営・業務への障害		○

※ 表に記載のないリスクが生じた場合には、市と事業者が協議して決定する。